

令和2年4月6日

保護者の皆様

尾道市立瀬戸田中学校
校長 中尾 和彦

台風・大雨等による警報発令時の対応について

春暖の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より学校教育推進にご理解・ご協力をいただき感謝いたします。

さて、見出しの件について、警報発令時の基本的対応についてご確認いただき、ご協力よろしくお願ひいたします。学校メールで臨時休業、登校の指示を出しますので、全員登録を、よろしくお願いします。

1 児童生徒への対応

(1) 特別警報（大雨・暴雨・暴風雪・大雪・波浪・高潮）の場合

①午前6時現在、「尾道市」に上記の特別警報が一つでも発令されているとき

ア 小中学校ともに、臨時休業・学校給食停止とする。※波浪・高潮は、沿岸部の該当校

(2) 警報発令（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮）の場合

①午前6時現在、「尾道市」に上記の警報が一つでも発令されているとき

※波浪・高潮は、沿岸部の該当校

中学校：自宅待機・学校給食停止とする。

午前11時までに警報が解除になった場合は、学校別に登校時刻を決定する。

※昼食がないので、家で昼食をとって登校するようになる場合があります。

午前11時以降も継続の場合は臨時休業とする。

②午前6時以降、始業時までに「尾道市」に上記の警報が一つでも発令されたとき

（※学校給食は、午前6時以降に警報が発令された場合でも通常通り調理は行います。）

中学校：自宅待機とする。

すでに登校している生徒の安全確保を図り下校させる。

③始業時以降に、「尾道市」に上記の警報が一つでも発令されたとき

ア 小中学校ともに、学校待機とする。

・児童生徒の安全確保を図り下校させる。

・学校給食は、時間を早める等の対応が可能か庶務課と校長会が協議し決定する。

2 保護者への対応

- 午前6時の段階及び午前6時以降始業時までに、臨時休業または自宅待機となった場合は、学校からメールにより連絡する。
- 始業時以降の警報発令により、授業打ち切り、下校見合せや通学路の変更等があった場合は、学校から速やかに状況をメール又は電話により連絡する。

3 教育委員会への報告

臨時休業報告書（様式第12号）を速やかに提出する。